

答 申 第 2 1 2 号

平成18年2月13日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年7月27日付け市第512号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年6月22日付けで異議申立人から提起された、平成17年6月20日付け市第378号及び同日付け市第379号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年6月20日付け市第378号で行った行政文書不開示決定及び同日付け市第379号で行った行政文書不開示決定（以下両決定を合わせて「本件決定」という。）の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 「通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出している違法についてわかる書類（市分）」の行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）について

介護保険法の通所介護事業の事業者である鋸南町が、通所介護事業に要した費用に日常生活に要する費用を含めていたことは、介護保険法第41条第1項（同法施行規則第61条第1項を含む）違反である。

(2) 「通所介護事業者の鋸南町が一般会計で通所介護事業の会計処理をしている違法についてわかる書類（市分）」の行政文書開示請求（以下「本件請求2」という。）について

市町村課副課長に電話で国の決算統計のために鋸南町が千葉県へ提出した資料を含むことを伝えてある。

(3) 本件請求1及び本件請求2（以下両請求を合わせて「本件請求」という。）について

公務員は、不正行為があった場合、放置することは許されない。それにも係わらず、千葉県の職員は、問題を先送りし、口裏を合わせ、不正受給した介護保険の事業者へ不当利得を故意に供与している。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 介護保険法を所掌していない市町村課としては、介護保険法の違法についてわかる書類を作成、取得する必要はなく、これに係る文書は存在

しない。

- 2 通所介護事業の経理については、特別法である介護保険法に基づき実施されているものであり、市町村課が所掌する地方自治法は、特定の事業について特別会計を設置する義務を課していない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人が、実施機関に対し本件請求を行ったところ、実施機関は、市町村課が保有する行政文書の中で、本件請求1については、通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出している介護保険法上の違法についてわかる文書を、本件請求2については、通所介護事業者の鋸南町が一般会計で通所介護事業の会計処理をしている介護保険上の違法についてわかる文書を求める趣旨であると解釈し、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していなかったため、本件決定を行った。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、市町村課には本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

- (1) 実施機関は、そもそも本件請求に係る行政文書は市町村課が所掌している事務上、作成又は取得する義務がないため、市町村課に本件請求に係る文書は存在しないと説明する。
- (2) そこで、千葉県組織規程（昭和33年千葉県規則第68号）を確認したところ、確かに、介護保険法の施行に関する事務は、保険指導課（医療整備課において所掌するものを除く。）及び医療整備課（介護老人保健施設に係るものに限る。）が所掌している。
- (3) したがって、市町村課が介護保険法の施行に関する事務を所掌していないと説明し、また、同課が保有する行政文書の中に、通所介護事業者である鋸南町の違法についてわかる書類を求めるといふ本件請求の趣旨を満たす文書の存在も確認できないことから、実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。
- (4) なお、本件請求2に関し、念のため、鋸南町が県に提出した国の決算統計に関する文書を確認したが、当該文書は、国が毎年定期的に、全国一律の方法で実施している地方公共団体の決算に関する統計調査資料で

あり、通所介護事業者の鋸南町が一般会計で通所介護事業の会計処理をしている違法について記載された文書ではなく、本件請求に係る行政文書とは認められなかった。

3 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 7. 27	諮問書の受理
17. 8. 18	実施機関の理由説明書の受理
17. 11. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

(五十音順：平成17年11月24日現在)